

第7期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会
第35期横浜市児童福祉審議会 第4回保育部会

日時：令和7年9月8日（月）18:00～
場所：市役所18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 議事

議事<公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (1) 令和9年4月に向けた受入枠確保の考え方について

議事<非公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (2) 私立幼稚園等預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の新規認定について
(3) 幼稚園からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
(4) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

【児童福祉審議会】

- (5) 横浜保育室の移行に伴う小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について
(6) 乳児等通園支援事業の認可について
(7) 家庭的保育事業の設置者変更に伴う認可について

報告<非公開案件>

【子ども・子育て会議】

- (8) 本市における不適切保育等に関する相談の実績等について

【児童福祉審議会】

- (9) 本市における不適切保育等に関する相談の実績等について

3 その他

4 閉会

[配付資料]

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 令和9年4月に向けた受入枠確保の考え方について

第7期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会

委員名簿

【敬称略 50音順】

<第7期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会>

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	一般社団法人ラシク045	稻田 遼太	臨時委員
3	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
4	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斎田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	横浜市P T A連絡協議会 副会長	高杉 陽子	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 教授	○山瀬 範子	臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会

事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	渡辺 将
	保育対策等担当部長	飯田 学
課長	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	斎藤 淳一
	保育対策課長	高林 悠紀
	保育対策課担当課長	須山 次郎
	こども施設整備課長	野澤 裕美
係長	保育・教育支援課 事業調整係長	矢原 亜紀
	保育・教育運営課 幼児教育係長	神田 紗弥加
	保育・教育運営課 担当係長	町田 健太郎
	保育・教育運営課 担当係長	大東 龍弥
	保育対策課 担当係長	中尾 充
	保育対策課 担当係長	加藤 翔
	保育対策課 担当係長	小関 隆之
	こども施設整備課 整備等担当係長	青木 俊春
	こども施設整備課 整備等担当係長	尾熊 英夫
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡部 鮎子
	こども施設整備課 担当係長	後藤 崇

令和7年9月8日
子ども・子育て会議説明資料
保育対策課

令和9年4月に向けた受入枠確保の考え方について

1 概要

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）（計画期間：令和7年度～令和11年度）」では、待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消、多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用するとしています。

これまで、保育・幼児教育の場の確保のため、保育ニーズが高い地域を「整備が必要な地域」に指定して、保育所等の新規整備を進めてきました。今後さらに、既存の保育・教育資源の活用を進めるため、従来の「整備が必要な地域」ではなく、「新たに受入枠確保が必要な重点地域（以下、「重点地域」という。）」を設定して、保育・幼児教育の場の確保を進めます。

2 「重点地域」設定の流れ

(1) 各区と調整して、こども青少年局が「重点地域」候補を決定します。

(2) 「重点地域」候補に所在する保育・教育施設に対し、保育所等における定員構成の見直しによる定員増、幼稚園での2歳児受入れ推進事業の実施などにより、「各園がどのくらい受入枠を拡大できるか」を照会します。

► 【照会の結果、受入枠を確保できる見込みがある場合】

「重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」として設定し、公表します。

重点地域の公表にあたっては、新たに必要な受入枠数を併せて明示する予定です。

該当区が「重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」内に所在する保育・教育施設に対し、受入枠確保に向けた働きかけや調整を行います。

► 【照会の結果、受入枠が不足することが明らかな場合】

「重点地域（既存の保育・教育資源活用型）」に併せて、

「重点地域（新規整備型）」として設定し、公表します。

新規整備は地域型保育事業を基本とします。

3 今後の流れ

	「重点地域 (既存の保育・教育資源活用型)」	「重点地域 (新規整備型)」
8月下旬	「重点地域」候補を決定	
8月下旬～ 9月上旬	関係団体制度説明（保育四団体：8/25、幼稚園協会：9/3、私立保育園こども園園長会：9/11）	既存活用が明らかに できない場合
9月中旬～下旬	「重点地域」候補の保育・教育施設への照会、回答	
10月上旬	「重点地域 (既存の保育・教育資源活用型)」決定・公表	「重点地域 (新規整備型)」決定・公表
10月上旬～11月末	受入枠確保に向けた働きかけや調整（※1）	新規整備重点相談期間
12月中旬		「重点地域 (新規整備型)」更新
1月中旬～2月中 旬		必要な受入枠数を確保 できなかった場合
2月下旬～4月上 旬		認可保育所の募集 【局】小規模保育事 業の募集
令和8年4月		採択・工事
令和9年4月		開所

※1 既存施設を活用した受入枠確保については、令和9年4月に限らず令和8年4月に向けた受入枠拡大も受け付けます。